北九州市監査公表第23号 令和3年7月30日

 北九州市監査委員
 小
 林
 一
 彦

 同
 廣
 瀬
 隆
 明

 同
 森
 本
 由
 美

 同
 渡
 辺
 均

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方 自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 監査の種類 定期監査
- 2 措置を講じた局環境局上下水道局
- 3 監査の期間令和2年7月9日から令和3年2月4日まで
- 4 監査公表の時期 令和3年2月26日(令和3年監査公表第8号)

### 監査の結果に基づく措置状況

#### (1) 環境局

## 監査の結果

#### 措置状況

#### ア 契約事務

# (ア)し尿処理手数料の収納業務委託 について

### (業務課)

し尿処理手数料収納業務では、未納 者に係るし尿処理手数料の収納を私人 1 0 月 2 8 日市公報にて収納委託に関 に委託しているが、令和元年度(7月 から3月まで)及び令和2年度におけ|数料収納月の月報に一部報告されてい る収納委託に関する告示及び公表を行ないものについても、履行確認を行っ っていなかった。

また当該業務委託では、収納月の翌 月に委託業者から提出された収納月報 | に、納付書収納管理簿と報告書類を照 と現金領収帳、市へ納付した際の領収 書等を確認した後に、収納額に応じた 委託料を月ごと支払うこととしている マニュアルに事務手順を明記した。 。しかしながら、令和元年度の業務委 託において、手数料収納月の月報に一|ける事務処理ミスの防止及びチェック 部報告されていないものがあるが、そ 体制の見直しも含め、令和2年10月 のまま履行確認を行い、委託料を支出 しているものが見られた。

地方自治法施行令では、地方公共団 体の歳入の徴収又は収納の事務を例外 的に私人に委託できる場合を定め、当 該事務を私人に委託したときは、普通 地方公共団体の長は、その旨を告示し 、かつ、当該歳入の納入義務者の見や すい方法により公表しなければならな いとされている。

市委託業務要綱では、業務の進行状 況について実熊調査を行い、必要な場

指摘された点については、令和2年 する告示及び公表を行った。また、手 た。

今後、同様の間違いが生じないよう 合し各月の履行確認が確実に行われる よう対策を講じ、令和3年2月に業務

再発防止策について、課内全体にお 30日に行った事務改善会議において 全職員に周知した。

| 監査の結果   | 措置状況 |
|---|------|
| 監 査 の 結 果 合は、委託先に対する指導又は助言を行うこととされて、速やかに委託先から完了したときは、事等を徴するとともに、履行の確認を行うこととされている。 適正な事務処理をされたい。 | 措置状況 |
|   |      |
|   |      |
|   |      |
|   |      |

### 監査の結果

#### 措置状況

#### イ 財産管理

# (ア) はがき及び切手の管理について (日明環境センター)

除草指導事務用のはがき及び切手に ついて、鍵付きキャビネットで保管・ 管理しているが、一部に鍵の付いていし、また、在庫数を正しく受払簿に記 ない机の引き出しに保管しているもの|載することを徹底した。 が見受けられた。

しないものが見受けられた。

物品管理要領では、貴重な物品は、 鍵のかかる保管庫等により特に厳重に 保管することとされている。

に活用し、管理職の厳格な指導・監督 会議においてセンター内全職員に周知 を通じて、組織全体で不祥事の発生を 未然に防ぐよう適正な事務処理をされ たい。

指摘された点については、鍵のかか |るキャビネットにて厳重に保管するこ

今後、同様の間違いが生じないよう また、一部に受払簿と在庫数が一致 に、管理職が月ごとに受払簿と在庫数 を確実に照合し、また、財務会計事務 チェックシートを有効に活用すること とした。

指摘事項及び再発防止策については 財務会計事務チェックシートを有効し、令和2年9月下旬に行った事務改善 した。

#### ≪局全体の対応について≫

令和3年4月8日に行った局内課長 級以上の会議において、指摘事項及び 適正な事務執行について周知した。

監査の結果

#### 措置状況

#### ア 契約事務

## (ア)業務委託契約について

(海外事業課)

令和元年度ウォータープラザ北九州 視察対応業務委託において、①業務内 容が仕様書に適正に記載されていなか った、②予定価格が業務の実態に相応 1 令和3年度の契約締結にあたり、 して積算されていなかった、③契約期 間前に視察の受入業務を実施させてい た等、不適正な事務処理が認められた

市委託業務要綱では、委託に当たっ ては、委託業務の内容及び範囲を明ら かにするとともに、その仕様を定めな 2 ければならないとされている。

また、市契約規則では、契約を行う 場合には、あらかじめ仕様書、設計書 、取引の実例価格、需給の状況、履行 3 再発防止のため、上記の内容につ の難易、契約数量の多寡及び履行期限 の長短等によって予定価格を定めなけ ればならないとされている。

適正な事務処理をされたい。

指摘された委託契約について、以下 の対策を実施した。

- 仕様書及び予定価格の積算方法の見 直しを行い、業務の実態に相応した 記述・積算を行った。そのうえで、 令和3年4月1日に契約締結を行い 、視察の受入業務を開始した。
- 業務マニュアルの見直しを行い、 指摘された委託契約に関する事務手 順・注意事項等の追記を行った。
- いてリスク評価シートの改訂を行い 、令和3年2月16日の事務改善会 議において、職員への周知徹底を図 った。

#### ≪局全体の対応について≫

局全体として、指摘後すぐに局内で 指摘事項を情報共有した。また、令和 3年3月1日に、局内の局部課長会を 通して、注意喚起を再度行い、再発防 止を図った。